

昭和四十六年政令第二百五号

海洋水産資源開発促進法施行令

内閣は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第一項、第九條第一項、第二十条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（基本方針）

第一条 海洋水産資源開発促進法（以下「法」という。）第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者）

第二条 法第九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 市町村
二 独立行政法人水産資源機構
三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- 四 東日本高速道路株式会社
五 中日本高速道路株式会社
六 西日本高速道路株式会社
七 本州四国連絡高速道路株式会社
八 地方道路公社

九 第二号から前号までに掲げるもののほか、その業務が国又は都道府県の事務又は事業と密接な関連を有する法人で農林水産大臣が指定するもの

（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要しないもの）

第三条 法第九条第一項第一号の政令で定める海底の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七条第一項の開発計画（以下「開発計画」という。）に基づいて行う海底の形質の変更

- 二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項の保護水面の管理計画（以下「管理計画」という。）に基づいて行う海底の形質の変更

三 地質調査のための試験材料の採取に必要な海底の掘削

四 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定により届出をして、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三條の二第一項若しくは第二項の規定により認可を受けた施業案（同法第六十三條の三

の規定により同法第六十三條の二第一項又は第二項の認可を受けたものとみなされた施業案を含む。）の実施に係る鉱物の掘採（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の出資を受けて行う石油又は可燃性天然ガスの試験以外の石油又は可燃性天然ガスの掘採を除く。）

の規定により同法第六十三條の二第一項又は第二項の認可を受けたものとみなされた施業案を含む。）の実施に係る鉱物の掘採（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の出資を受けて行う石油又は可燃性天然ガスの試験以外の石油又は可燃性天然ガスの掘採を除く。）

第五条 法第五條第一項又は第六條第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた海底の形質の変更

第六条 次条第二号から第八号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更

（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要するもの）

第四条 法第九条第一項第二号の政令で定める行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のものとする。

- 一 開発計画又は管理計画に基づいて行なう施設等の新設、改修又は増設
二 漁業を営むために必要な施設等の新設、改修又は増設
三 航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設等又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設等の新設、改修又は増設

四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十条第一項の水底線路の新設、改修又は増設

五 海面の埋立て又は干拓の工事を行なうために必要な施設等の新設、改修又は増設

六 前条第三号又は第四号に掲げる行為をするために必要な施設等の新設、改修又は増設

七 法第五條第一項又は第六條第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた施設等の新設、改修又は増設

八 非常災害のために必要な応急措置として行なう施設等の新設、改修又は増設

（指定海域及びその管轄行政庁）

（指定海域における行為で届出を要するもの）

第六条 法第十二條第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為（同項の規定により、指定海域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為を除く。）とする。

- 一 石油又は可燃性天然ガスの掘採（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の出資を受けて行う石油又は可燃性天然ガスの試験を除く。）
二 土石の採取又は除去であつて、次に掲げる行為以外のもの
イ 地質調査のための試験材料である土石の採取
ロ 次号イ又はロに掲げる行為をするために必要な土石の採取又は除去

三 施設等の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のもの

イ 第三條第四号又は前号イに掲げる行為をするために必要な施設等の新設、改修又は増設

ロ 第四條第二号から第五号まで又は第八号に掲げる行為

（資源管理協定の認定の基準）

第七条 法第十四條第一項第四号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 資源管理協定の対象となる漁業の種類ごとに当該資源管理協定の対象となる海域において当該資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者の相当部分

が当該資源管理協定に自ら参加し、又は当該資源管理協定に参加している団体の直接若しくは間接の構成員となつてい

ること。法第十三條第二項第四号及び第五号に掲げる事項の内容が資源管理協定に参加している漁業者団体等（漁業を営む者又はその団体をいう。以下同じ。）に過重な負担を課するものでないことその他妥当なものであること。

（資源管理協定の認定手続）

（資源管理協定の認定手続）

第八条 都道府県知事は、法第十四條第一項の規定により資源管理協定の認定をしようとする場合、次項の規定により意見を述べようとする場合又は第十一條第二項の規定による協議に応じようとする場合において、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に漁業権に係る漁業が含まれるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（農林水産大臣は、法第十四條第一項の規定により資源管理協定の認定をしようとする場合に、関係都道府県知事にその内容を通知するものとする。）

（認定資源管理協定の変更等）

第九条 認定資源管理協定に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定において定めた事項について変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

法第十四條第一項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

行政庁は、認定資源管理協定の内容が法第十四條第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つた場合には、法第十三條第一項の認定を取り消すことができる。

認定資源管理協定に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

前条の規定は第一項の変更の認定及び第三項の認定の取消しについて、前条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出を受理した場

合について準用する。

（農林水産省令への委任）

第十条 前二条に定めるもののほか、資源管理協定の認定（資源管理協定の変更の認定を含む。）及びその取消し並びに資源管理協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（都道府県が処理する事務）

第十一条 法第十八條第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲

けるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 法第十三条第一項並びに第九条第一項、第三項及び第四項に規定する行政庁の権限に属する事務のうち、資源管理協定の対象となる海域が二以上の都道府県知事の管轄に属し、かつ、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に大臣許可漁業等が含まれない場合に關するもの。当該資源管理協定の対象となる海域を最も広くその管轄する海域に含む都道府県知事

二 法第十五条に規定する行政庁の権限に属する事務のうち、認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者（大臣許可漁業等により利用するものを除く。）又はその団体であつて認定資源管理協定に参加していないものに対して行うあつせんに關するもの。当該認定資源管理協定の対象となる海域を管轄する都道府県知事

2 前項の規定により同項第一号に掲げる事務を行うこととされた都道府県知事は、当該事務を行うに当たつては、あらかじめ、当該資源管理協定の対象となる海域を管轄する他の都道府県知事に協議しなければならない。

附則 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和四十七年五月二三日政令第二〇二号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和五十三年六月二七日政令第二六〇号)

この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

附則 (昭和五十三年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年三月一五日政令第三三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (平成二年六月二九日政令第一九八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年一月二二日政令第三六五号)

この政令は、海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律（平成二年法律第六十八号）の一部の施行の日（平成二年十二月二十五日）から施行する。

附則 (平成二一年二月二二日政令第四一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則 (平成二三年一月二二日政令第四三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則 (平成二四年三月二五日政令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年六月二七日政令第二九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二五年七月二四日政令第三二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条（平成十二年政令第二百五十五号））は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二五年九月一〇日政令第三九七号) 抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二五年九月二五日政令第四四三号)

この政令は、法第三条の規定の施行の日（平成十五年十月二日）から施行する。

附則 (平成二五年二月二五日政令第五五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

附則 (平成二六年二月六日政令第二〇四号)

(施行期日)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、別表駿河湾・金洲ノ瀬海域の項の改正規定中「同県清水市」を「同県静岡市」に改める部分は公布の日から、同項の改正規定中「同県榛原郡」を「同県御前崎市」に改める部分及び同表若狭湾海域の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年三月二四日政令第五九号)

(施行期日)

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則 (平成二六年七月二六日政令第二三五号)

(施行期日)

この政令は、平成十六年八月一日から施行する。ただし、別表遠州灘・志摩沖海域の項及び熊野灘海域の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (平成二六年一〇月六日政令第三〇一号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年六月一日政令第二〇三三号) 抄

(施行期日)

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則 (平成二〇年一月二五日政令第一五五号)

(施行期日)

この政令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附則 (平成二三年二月二六日政令第四一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

附則 (令和二年七月八日政令第二一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

附則 (令和四年一月一日政令第三四八号)

(施行期日)

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附則 (令和五年一月一八日政令第三〇四号)

(施行期日)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表 (第五条関係)

名称	区域
宗谷	北緯四十五度三十一分十七秒東経百四十一度五十八分二十九秒の点、北緯四十五度五十分四十九秒東経百四十二度三十三分十九秒の点、北緯四十四度三十八分十一秒東経百四十三度二分九秒の点、北緯四十四度四十分二十五秒東経百四十三度二十五分十一秒の点、北緯四十四度八分三十九秒東経百四十四度十七分十四秒の点、北緯四十四度一分二十三秒東経百四十四度二十四分四四秒の点、北緯四十四度九秒東経百四十四度三十九分四十六秒の点、北緯四十四度五十分三十八分三十九秒東経百四十四度五十九分三十八秒の点、北緯四十四度二十一分三十二秒東経百四十五度二十一分一秒の点、北緯四十四度十分九秒東経百四十四度二十九分四十五秒の点、北緯四十五度八秒東経百四十四度二十九分四十五秒の点、北緯四十五度二十九分四十五秒の点、北緯四十五度三十分八秒東経百四十四度二十九分四十五秒の点、北緯四十五度三十分八秒東経百四十四度二十九分四十五秒の点及び北緯四十五度三十一分十七秒東経百四十一度五十八分二十九秒の点







分十一秒東経百三十度九分四十三秒の点、北緯三十一度四十二分二十八秒東経百三十度九分十一秒の点、北緯三十一度二十九分三十四秒東経百三十度一分五十五秒の点、北緯三十一度三十分十三秒東経百二十九度二十九分五十二秒の点、北緯三十二度十二秒東経百二十九度二十九分五十二秒の点、北緯三十二度三十分十二秒東経百二十九度九分五十二秒の点、北緯三十二度三十分十三秒東経百二十八度四十九分五十二秒の点、北緯三十二度三十三分五十八秒東経百二十八度五十四分十六秒の点、北緯三十二度五十三分五秒東経百二十九度一分四秒の点及び北緯三十二度五十九分二十八秒東経百二十九度三十二分十一秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域のうち、北緯三十一度五十三分四十一秒東経百二十九度四十九分十三秒の点、北緯三十一度五十一分五十一秒東経百二十九度四十八分五十六秒の点、北緯三十一度四十八分二十八秒東経百二十九度五十八分八秒の点、北緯三十一度四十六分二十秒東経百二十九度四十九分五十六秒の点、北緯三十一度三十六分十二秒東経百二十九度四十二分四十八秒の点、北緯三十一度三十八分二十一秒東経百二十九度三十八分八秒の点及び北緯三十一度五十三分四十分東経百二十九度四十九分十三秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域を除いた海域
--

より囲まれた海域のうち、次に掲げる海域を除いた海域 一 北緯三十度五十一分四十四秒東経百三十度三十分三十四秒の点、北緯三十度四十三分東経百三十度六分二十二秒の点、北緯三十度二十一分三十四秒東経百三十度五十九分三十秒の点、北緯三十度十九分六秒東経百三十度五十一分十六秒の点、北緯三十度二十八分五秒東経百三十度四十八分三十分の点、北緯三十度四十九分九秒東経百三十度五十五分十三秒の点、北緯三十度四十三分三十九秒東経百三十度四十八分五十六秒の点、北緯三十度四十七分二秒東経百三十度五十一分二十六秒の点、北緯三十度四十四分八秒東経百三十度五十四分四秒及び北緯三十度五十一分四十四秒東経百三十度三十分三十四秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域 二 北緯三十度二十九分十二秒東経百三十度二十九分五十二秒の点、北緯三十度三十分三十一秒東経百三十度四十一分三十三秒の点、北緯三十度十九分十秒東経百三十度四十分四十九秒の点、北緯三十度十二分四十六秒東経百三十度三十三分二十二秒の点、北緯三十度十三分三十五秒東経百三十度二十五分二十秒の点、北緯三十度三十分三十二秒東経百三十度二十九分三十分の点及び北緯三十度二十九分三十分三十分の点と北緯三十二度二十九分三十分の点を順次に結んだ線により囲まれた海域
---

一分二十七秒東経百三十九度四十分三十七秒の点、北緯三十九度四十九分三十三秒東経百三十九度四十七分五十三秒の点、北緯三十九度四十七分十六秒東経百三十九度四十六分五十三秒の点、北緯三十九度三十分九秒東経百三十九度五十九分九秒の点、北緯三十九度三十分五十一分五十四秒の点、北緯三十八度五十六分四十五秒東経百三十九度四十六分十二秒の点、北緯三十九度十秒東経百三十九度十九分四十八秒の点、北緯四十分二十分十秒東経百三十九度三十九分四十八秒の点及び北緯四十分二十三分四十四秒東経百三十九度五十五分二十四秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域
---

北緯三十七度五十八分八秒東経百三十七度五十五分十七秒の点、北緯三十七度十七分二十五秒東経百三十七度十三分五十四秒の点、北緯三十七度三十分一分二十八秒東経百三十七度十八分四十一秒の点、北緯三十七度二十七分二秒東経百三十七度二十二分十九秒の点、北緯三十七度三十一分四十四秒東経百三十七度二十二分五十六秒の点及び北緯三十七度三十二分三十二秒東経百三十七度十六分三十秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域
---

燈 海域	北緯三十四度十八分二秒東経百三十三度十六分三十三秒の点、北緯三十四度十五分四十一秒東経百三十三度三十三分三十秒の点、北緯三十四度八分四秒東経百三十三度三十一分三十一秒の点、北緯三十四度二十八秒東経百三十三度二十二分二秒の点、北緯三十四度二分四秒東経百三十三度五分五十一秒の点、北緯三十四度五分五十七秒東経百三十三度二分十二秒の点、北緯三十四度十	播 灘	北緯三十四度四十一分十三秒東経百三十四度四十二分五十一秒の点、北緯三十四度三十九秒の点、北緯三十四度四十一分五十三秒東経百三十四度四十一分十三秒の点、北緯三十四度十五分二十五秒東経百三十四度三十五分二十一秒の点、北緯三十四度十九分二十一秒東経百三十四度十七分七の点、北緯三十四度二十六分十六秒東経百三十四度二十一分の点、北緯三十四度三十四分十六秒東経百三十四度二十八分三十七秒の点及び北緯三十四度四十一分十三秒東経百三十四度四十二分五十一秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域	大 堆	北緯三十九度四十分十秒東経百三十五度四十九分四十九秒の点、北緯三十八度五十分十秒東経百三十五度四十九分四十九秒の点、北緯三十八度五十分十秒東経百三十三度三十九分五十秒の点、北緯三十九度四十分十秒東経百三十四度四十九分四十九秒の点及び北緯三十九度四十分十秒東経百三十五度四十九分四十九秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域	及び北緯三十五度三十七分十四秒東経百三十三度五分二十五秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域のうち、北緯三十六度二十一分五十八秒東経百三十三度十六分五十五秒の点、北緯三十六度十六分十一秒東経百三十三度二十五分八秒の点、北緯三十六度十分十七秒東経百三十三度二十二分二十三秒の点、北緯三十五度五十八分十七秒東経百三十三度三分三十九秒の点、北緯三十六度三分五十九秒東経百三十二度五十四分五十秒の点、北緯三十六度十七分十九秒東経百三十三度八分五十六秒の点及び北緯三十六度二十一分五十八秒東経百三十三度十六分五十五秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域を除いた海域
---------	--	--------	---	--------	---	---

伊予 灘	北緯三十三度五十六分五秒東経百三十一度四十分四十二秒の点、北緯三十三度四十分四分五秒東経百三十一度五十九分三十六秒の点、北緯三十三度四十二分四十九秒東経百三十二度八分三秒の点、北緯三十三度四十五分五十四秒東経百三十二度十五分十六秒の点、北緯三十三度四十八分五十二秒東経百三十二度二十四分三秒の点、北緯三十三度五十分四十四秒東経百三十二度三十一分五十七秒の点、北緯三十三度五十二分十二秒東経百三十二度四十分六秒の点、北緯三十三度三十九分五十四秒東経百三十二度二十九分二十二秒の点、北緯三十三度二十一分四十秒東経百三十二度五十四秒の点、北緯三十三度二十四分二十六秒東経百三十三度四十三分二十八秒の点、北緯三十三度三十四分東経百三十一度四十五分四十一秒の点、北緯三十三度四十三分五十分東経百三十一度四十二分三十九秒の点及び北緯三十三度五十六分五秒東経百三十一度四十分四十二秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域	三分四十七秒東経百三十三度十五分一秒の点及び北緯三十四度十八分二秒東経百三十三度十六分三十三秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域
注 この表の下欄に掲げる区域は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の区域、港湾法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域及び沿岸水産資源開発区域内の海域を含まないものとする。		